

日本司法支援センター(法テラス)の平成29年度 事業実績概要をまとめましたので、ご覧下さい。

1 民事法律扶助と犯罪被害者支援の実績（詳細は資料①）

○平成29年度実績のポイント

- ・民事法律扶助・・・法律相談件数・援助件数いずれも、前年に引き続き件数の増加が続く。
- ・犯罪被害者支援・・・犯罪被害者支援ダイヤルの問合せ件数が過去最多となる。

2 新援助制度の運用開始（詳細は資料②）

○平成30年1月24日から、改正総合法律支援法に基づく以下の2つの援助制度の運用を開始しました。

- 1 高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方を対象とした、「特定援助対象者法律相談援助」等
 - 2 DV・ストーカー・児童虐待の被害にあわれている方を対象とした、「DV等被害者法律相談援助」
- 各制度の説明と、3月31日までの実績を資料②でまとめました。

3 法テラス震災特例法の有効期限の延長（詳細は資料③）

平成30年3月30日の通常国会において、法テラス震災特例法の有効期限が3年間延長されました。これまでの援助実績等について、資料③に記しました。

4月10日は平成18年に法テラスが設立された日で、「法テラスの日」としています。地方事務所の多くが、毎年この時期にイベントを催しています。本年の予定は以下の通りです。イベントについては、各地方事務所にお問合せください。

「法テラスの日」記念イベント開催情報

※全国各地の「法テラスの日」記念イベント

開催情報は、ホームページに掲載しています。



日本司法支援センター
法テラス
0570-078374
平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
メールでのお問い合わせをご希望の方はコチラから
24時間受付中
文字サイズ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ

法テラスサイト内検索 検索 サイトマップ 検索キーワードランキングTOP3 山崎 龍樹 藤田 誠司 藤田 誠司

ホーム 相談をご希望の方へ 法テラスをご利用中の方へ 法律専門家の方へ 法テラスとは

4月10日は法テラスの日
イベント・無料相談会の情報は
こちらをクリック！

法テラスの日記念イベント開催

法テラスは、国が設立した法的トラブル解決の総合案内所です。

お問い合わせ
あなたの街の法テラス
地域を絞り込む
メールでのお問い合わせをご希望の方はコチラから
24時間受付中
Legal Information for Foreign Nationals
関係機関の皆様へ

資料 1 民事法律扶助と犯罪被害者支援の実績 (暫定速報値)

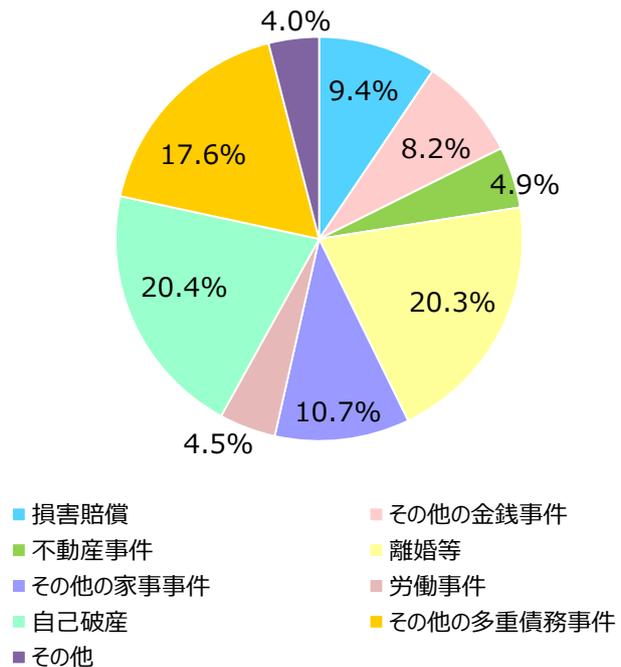
【民事法律扶助】

平成 29 年度の法律相談援助件数は 301, 051 件で前年比約 1 % 増、代理援助・書類作成援助 (※) 件数は合計 119, 054 件で約 6 % 増となりました。法律相談援助における相談内容の内訳は、表 1 のとおりであり、自己破産、離婚等に関する相談が多くなっています。平成 29 年度の傾向としては、自己破産を含んだ、多重債務事件の割合が前年増となっております。

※代理援助…民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用 (実費・報酬など) の立替えを行うもの。

※書類作成援助…民事裁判等手続に必要な書類の作成のための弁護士・司法書士費用 (実費・報酬など) の立替えを行うもの。

表 1 平成29年度法律相談内容内訳

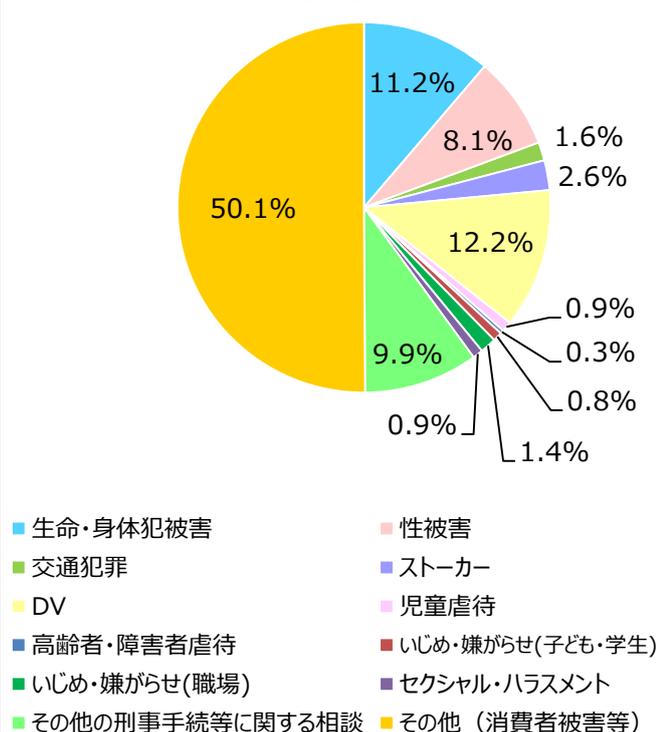


【犯罪被害者支援】

法テラスでは一般のサポートダイヤルのほかに、犯罪被害者からの問合せに対応する犯罪被害者支援ダイヤルを設置し、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、被害者等の心情に配慮しながら、適切な相談窓口等についての情報提供を行っています。

犯罪被害者支援ダイヤルへの平成 29 年度の間合せ件数は 13, 461 件となり、過去最多となりました。問合せ内容の内訳は表 2 のとおりです。平成 28 年度以降、その他を除き、DVに関する問合せ割合が最多となっており、今年度も同様の傾向が続いています。

表 2 平成29年度問合せ内容内訳



本件に関する問合せ先

日本司法支援センター本部総務部広報・調査室 / 電話 : 0503383-5348

資料 2 特定援助対象者法律相談援助と DV 等被害者法律相談援助の実績

法テラスでは、平成 30 年 1 月 24 日から、新たな援助を開始いたしました。ここでは、援助の内容と、これまでの実績等をご紹介します。(暫定速報値)

1. 特定援助対象者法律相談援助 (対象：高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方)

【背景】

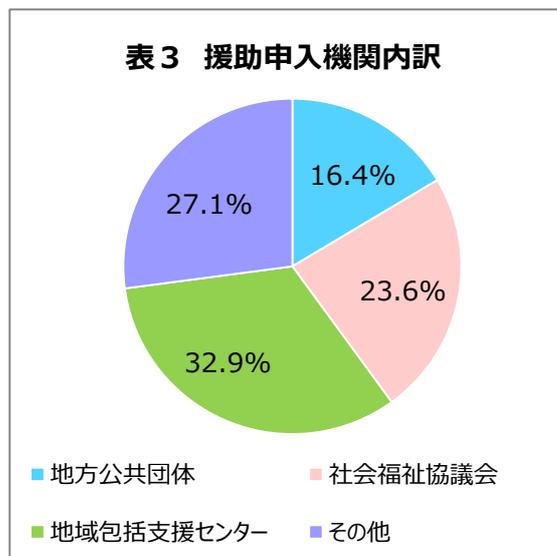
高齢者や障がい者等で認知機能が十分でない方々の中には、近隣に居住する親族がいないなどの理由により、法的問題を抱えていても、自ら法的サービスを受けるために行動をすることが難しい方がいます。

【本援助のポイント】

そうした法的問題を解決するため、本援助は、地域包括支援センターなどのご本人を支援する福祉機関等からの申し込みに基づき、弁護士や司法書士による出張法律相談を実施するものです。

【実績】

平成 30 年 3 月 31 日までの本援助の実施件数は 110 件となっています。また、援助申し込機関の内訳は、表 3 のとおりであり、地域包括支援センターからの申し込みが最多となっています。



2. DV 等被害者法律相談援助 (対象：DV、ストーカー、児童虐待の被害に遭われている方)

【背景】

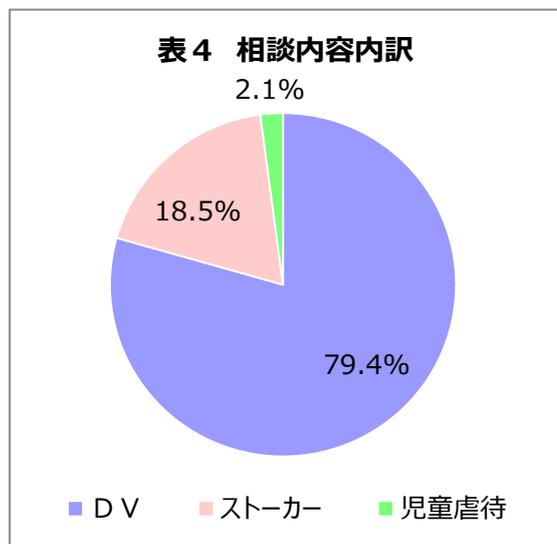
DV、ストーカー、児童虐待は、深刻な被害へと急速に進展する危険性が高く、できるだけ早い段階で弁護士による助言が必要な場合がありますが、従来の民事法律扶助制度では、刑事に関するものは、相談の対象外とされていました。

【本援助のポイント】

そこで本援助は、刑事に関するものも含め、DV、ストーカー、児童虐待の被害に遭われている方に対して、再被害の防止に必要な法律相談を実施するものです。

【実績】

平成 30 年 3 月 31 日までの本援助の実施件数は 141 件となっています。本援助における相談内容の内訳は、表 4 のとおりであり、DVに関する相談が最多となっています。



資料3 「法テラス震災特例法」、平成33年3月31日まで延長

平成30年3月30日の通常国会において、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）」の有効期限を3年間延長し、平成33年3月31日までとする改正法が成立し、同日まで引き続き同法に基づく援助を実施することとなりました。有効期限の延長は、今回が2回目となります。

震災特例法による援助の大きな特徴は、収入や資産の条件がある一般の民事法律扶助による援助と異なり、下記〔参考〕の「利用者の条件」を満たす被災者の方であれば、資力の有無を問わずにご利用いただける点です。

〔参考〕 東日本大震災法律援助事業と民事法律扶助業務の比較

	東日本大震災法律援助事業	民事法律扶助業務（一般の援助）
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方
弁護士・司法書士費用の返済開始時期	事件の終了時から	原則として事件の開始時から

平成24年4月2日の業務開始以降、毎年4万件を超える震災法律相談援助を実施しています。平成29年度においても相談件数が5万件程度で推移しているのは、法的問題を抱える被災者がいまだ数多く存在することの表れと捉えています。（暫定速報値）

